

ヤスクニ・レポ 219

# 憲法改正 (改悪) に断乎反対しよう

代表 西川重則

1

月日がたつのは早いものだと思っている。今年は戦後七二年、日本国憲法が施行されて七〇年である。私にとって、国会傍聴一八年の年であり、「戦争は国会から始まる」という言い方を私が言い出したことも多くの人々に知られているが、厳しい状況を知っている私にとって、毎月のように講演を頼まれ、憲法改正(改悪)が不可避の課題となっているだけに、憲法改悪を阻止するためにどうあるべきかについて、講演の度に私たちのなすべきことについて、具体的に訴え、参加者と共なる学びを深めつつ、安倍内閣を始め、憲法改悪を阻止するために主権者・有権者がひとりでも多く、私の訴えに耳を傾け、共なる改憲阻止運動に参加してほしいことを願っている私である。

そのために、安倍首相が本会議や委員会の度に、発言し、訴えている衆院・参院で行なわれている「憲法審査会」の実態をよく知り、憲法改正(改悪)阻止のために共なる戦いの必要を具体的に訴え続けている私である。

周知のことと思っているが、憲法審査会で改憲規定が成立したことは、二〇一二年四月二九日(日)のクリスチャン新聞に、国会傍聴レポートとして私の一文が具体的に報告されているので、改めて知っていただくために、「つどい」(略称)その他の学習会で、その時の原文を提供したいと思っている。

クリスチャン新聞に私の文章が掲載されているので、以下の同じ文章を転載したい。

＜「憲法の原則論議によらぬ政局中心のはだかの国会」＞(見出し)

その典型的事例として昨年(二〇一一年)の5月18日、改憲に法的な道を開く憲法審査会の規定案が圧倒的多数で可決・成立したことを挙げるができる。投票総数229、賛成218、反対11、民主党の採決棄権5、反対は共産党、社民党という

結果となった。ここから第96条憲法改正の第一項の国民投票の場合を予想すれば、圧倒的多数の主権者・有権者を反映している政党(民主、自民、公明、みんな、国民新、たちあがれ日本、新党改革)の賛成多数を如実に反映する結末、すなわち改憲を要望する政党即主権者・有権者の圧倒的多数による早期改憲に道を開いたと言えよう。

より具体的に言えば、日本国憲法を今改憲することを望まない私たちにとって、憲法審査会や民主党、自民党など改憲派多数の現状を直視する時、改憲(改悪)を促進する憲法審査会の組織論に無関心たり得ないことに、注意を喚起しなければならない。

さて、以上の文章でお分かりのように、憲法審査会に賛成する人々が多数であることは、今回の特別国会で、憲法審査会が開かれ、多数の議員が憲法審査会の改憲(改悪)構想に賛成であったことから考えれば、二〇一八年の通常国会において、\、\、より進んだ改憲(改悪)派による主張が予定される状況から、安倍首相の改憲(改悪)の主張が結実し、日本国憲法が残念ながら現状からは過去の憲法となることは十分予想できると言わねばならない。

2

言うまでもなく、日本国憲法の「前文」に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という歴史的宣言が強調されている。改めてここで強調しておきたいことは、日本国憲法の三大特徴は、「主権在民、平和主義、国際協調主義」の世界史的主張である。「前文」そして同じ重要な結びの言葉として、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」という歴史的宣言である。

問題は、「前文」の歴史的主張が戦後七二年の今

日、主権者・有権者はもちろんのこと、現在の安倍首相を始め、すべての為政者・すべての公務員に、以上の歴史的・今日的決意の表明としての宣言文が、具体的に実践活動として生かされているのかと  
言うことである。生かされるどころか、安倍首相は官房長官の時に、改憲・教育再生を訴えていたし、現在、最優先して、憲法審査会によって憲法改正（改悪）を早期に実現しようとしているのである。

私が国会傍聴によって、二〇一七年から二〇一八年の年の国会が、より厳しい状況となること、そしてオリンピックの年、二〇二〇年の改憲の実現を明言している安倍内閣の政治姿勢がはっきりと見られるのである。私がくり返し報告している通り、国会に近い自民党本部に大きな字で、「自由民主党憲法改正推進本部」と書くに至った安倍首相・自民党総裁として自信をもって、従来の「憲法改正、草案推進本部」を過去のこととしていることをここに報告せざるを得ない私である。

したがって、私たちの立場として、改めて一九四五年八月一五日の敗戦後、アメリカの押しつけ憲法論をすべて無視し得ないが、明治憲法と比較して、

主権在民に基づく日本国憲法のすぐれた内容・特徴を軽視して、再び天皇制を中心にして天皇制国家を中心にした自民党の憲法改正（改悪）も止むなしと認める姿勢ではなく、断乎とした態度で、個の尊厳を主張している現憲法の第一三条、思想及び良心の自由の第一九条、信教の自由・政教分離の大原則の第二〇条、集会・結社その他の自由の第二一条、そして、憲法尊重擁護の義務の第九九条など、憲法の「前文」の歴史的的文章「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」した私たち主権者の徹底した日本国憲法に習熟する決意を夢忘れることなく、「不断に国家権力に警告する」、そして第九九条の憲法政治を求め続ける責任課題を全うする私たちであり続けることを強く主張する者である。

最後に、現在の天皇が間もなく退位するが、父である昭和天皇の消すことのできない戦争責任、沖縄に対する戦後責任を追及しなかった重大な事柄を強く批判して終りたい（二〇一七・一二・一二）。

## 2017年11月17日例会奨励「その獣の数字を数えなさい」 ヨハネの黙示録13章18節 星出卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

礼拝を神の民にまでも強要する獣の支配を描く13章の最後の節は、サタンの欺きに対する御霊の知恵をそなえため「**その獣の数字を数えなさい**」と教えます。黙示録において7が神の完全な支配を現すものです。その7の数字が三つとなると、三位一体の神の完全かつ神聖な支配となります。しかし獣の数字は6なのです。神の完全な支配7に1足りない。つまり6の数字の意味することは、神の完全なご支配に似ているように見え、絶対であるかのように見える。しかし実態は足りない。どんなにあがいても、そこには到底至らないということを、この6という数字で教えているものです。

使徒ヨハネが生きた時代のローマ帝国の支配も、完全に永遠であるかのように、当時の人々には見えたのです。しかしそれが人間の支配である限り、神の支配には及ばない。つまりは7には絶対に至らないのです。7に限りなく近く見えたとしても、実際にはそれは7には到底及ばない。7に1欠けた6。この6の数字が意味しているものは「不完全」とい

うことです。666とは、不完全に不完全を掛けて、更なる不完全を掛ける、いわば「トリプル不完全」です。どんなに神の神聖をまねていても、所詮人間のものにすぎないということ。全地において制覇しているこの世の支配も、やがては裁かれる時が来るのです。欺きの化けの皮が剥がされ、消え去る時が確実にやってくる。この知恵をしっかりと受け止める者であれ。思慮あるものとなれ。御霊の知恵に装われるものとなれ、とキリストは全ての時代の神の子どもたちに呼びかけておられます。

この知恵が私たちに教えていることは、どのように強大に見えたとしても、絶対で永遠であるかのように装われていたとしても、そんなものを恐れてはならないということです。私たちが恐れるべきものは、本当に永遠で絶対であるお方です。

**「からだを殺しても、たましいを殺せない人たちなどを恐れてはなりません。そんなものより、たましいもからだも、ともにゲヘナで滅ぼすことのできる方を恐れなさい。」**（マタイ 10：28-33）